

果樹共済

(半相殺減収総合一般方式)

果樹共済は農業者の相互扶助を基本に、農業者の経営安定を図る公的な保険制度です。もしもの災害に備え、果樹共済のご加入で経営安定を図りましょう！
果樹共済の掛金は50%を国が負担します。

加入できる果樹

うんしゅうみかん



※栽培面積が早生種、普通種ごとに5a以上あり、全ての園地を一括で加入することが前提となります。

補償する期間

春枝の伸長停止期から翌年産の果実の収穫期まで（約1年半）

対象となる事故

風水害、ひょう害、干害、寒害、冷害、鳥害、獣害など自然災害による果実の減収

※隔年結果による減収は対象になりません。

加入申込期間

6月1日～6月30日



共済金額（補償する金額）

共済金額 = 1kgあたり価額 × 標準収穫量 × 補償割合

※標準収穫量…品種や樹齢などに応じて地域の標準的な収穫量を基礎に算定した収穫量
※補償割合…7割から4割までの間で選択できます。

例

普通うんしゅうみかんを栽培しているAさんの場合（標準収穫量：1,400kg）

1kgあたり価額	×	標準収穫量	×	補償割合	=	共済金額
133円		1,400kg		7割		130,000円

共済掛金

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

共済掛金の**半額**を**国**が負担します！

例

Aさんの場合（共済金額：130,000円）



※掛金とは別に10a当たり305円の賦課金がかかります。

共済金の支払い

減収量が、基準となる収穫量の3割を超える損害から共済金支払いの対象となります。

共済金＝共済金額×共済金支払割合
(補償する金額)

(参考)損害割合ごとの共済金支払割合 (%)

損害割合	31	40	50	60	70	80	90	100
引受方式								
半相殺方式	1	14	29	43	57	71	86	100

※共済金支払割合は、実際には1%ごとに決められています。

例

Aさんの場合（共済金額：130,000円）



保管中農産物補償共済

セットで安心！

果樹共済では収穫した後の災害は対象となりません。近年頻発している倉庫の浸水被害や盗難など、保管中の事故や運送中の事故を補償するには「保管中農産物補償共済」への加入が必要です。



お問い合わせ先

山口県農業共済組合（NOSAI山口）

- 東部支所
岩国市周東町下久原484番地3
TEL：0827-84-0041
- 北部支所
萩市大字高佐下1982番地65
TEL：08388-8-5050

- 中部支所
山口市小郡長谷一丁目3番3号
TEL：083-972-2340
- 西部支所
下関市豊田町大字矢田271番地7
TEL：083-250-6208